

「西インド洋における協力」特別会合
河野外務大臣ステートメント（和文仮訳）

2019年8月30日 於：横浜

御列席の皆様、

西インド洋地域各国並びにパートナー国・機関代表の皆様を本会合にお迎えでき、大変光栄に存じます。

西インド洋地域はアジア、アフリカ、欧州を繋ぐ枢要なシーレーンを有し、ブルーエコノミーの有望な地域となっています。アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）設立協定により、今後、同地域の経済成長は更に推し進められることと思います。

同地域においては、AUのブルーエコノミー・アーキテクチャー、インド洋委員会（IOC）、環インド洋連合（IORA）、直近ではモーリシャスで開催された西インド洋海洋安全保障閣僚級会合等、多国間の枠組みの活発な取組も見られます。本特別会合は、これらの枠組みをTICADのイニシアチブと関連づけ、更なる勢いを与える貴重な機会となるでしょう。

私はまた、ナイロビで開催されたTICADVIIにおいて、安倍総理が、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に向けた日本のビジョンを表明したことを想起します。FOIPは、①航行の自由を含む法の支配の確立、②経済的繁栄の追求及び③平和と安定へのコミットメントという3つの柱から成ります。

西インド洋はまさに、アジアとアフリカの2つの大陸の間の要衝に位置しており、このため、FOIPの不可欠な要素です。日本は次の4つの分野においてこの地域の課題に取り組めます。

第一に、気候変動、自然災害、海洋汚染等の島嶼国の脆弱性を緩和することです。島国である日本は、島嶼国への支援について豊富な経験を持っています。日本はモーリシャスに気象レーダーシステムに加え、気候変動や自然災害に対処するための能力強化プログラムを提供しています。日本は島嶼国がこれらの地球規模の課題に対処するための取組を引き続き支援して参ります。

第二に、質の高いインフラへの投資です。日本はモルディブのマレ島で護岸建設を行い、これにより、同国の首都は2004年の破壊的な津波から守られました。また、日本はモンバサ、ナカラ及びトアマシナにおける施設及び主要港湾の建設を支援し、質の高いインフラにより地域の連結性を促進しています。こうしたインフラ事業は、最近採択された質の高いインフラ投資に関するG20原則で強調されているとおり、開放性、透明性、経済性及び債務の持続可能性といった質の高いインフラに関する国際スタンダードに従って実施されるべきです。日本は、財務アドバイザーを派遣し、あるいは研修を行い、域内各国による債務問題への対処を引き続き支援します。

第三に、海洋資源の持続可能な利用を確保することです。日本は例えば、国連食糧農業機関（FAO）と連携し、コモロ、ケニア、マダガスカル、モーリシャス及びセーシェルに対し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業に対処し、漁業コミュニティの生活及び食料安全保障を向上するための能力向上支援及び監視艇やその他の機材の提供を行っ

ています。私はまた、IUU漁業を抑制・予防・撲滅するため、域内の更に多くの国が違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）に署名することを呼びかけます。

最後に、西インド洋において自由で開かれた海洋秩序を確保することです。日本は自衛隊を派遣し、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動の統合任務部隊に参加しています。日本は、コモロ、マダガスカル、モルディブ、モーリシャス、セーシェル、スリランカ等の域内諸国が海賊行為及び国境を越える犯罪に対処するのを助けるため、監視艇及び海上保安機材の提供、海上保安庁との連携による能力向上研修等の多面的な協力を行います。また、日本は来年4月に京都で国連犯罪防止刑事司法会議を主催し、テロ及び海上犯罪を含む組織犯罪の対処について議論する予定です。

この機会に、自由で開かれた海洋秩序が国際公共財であり、地域を問わない共通の利益であることを強調します。東アジアでは、我々は現在、東シナ海及び南シナ海における一方的な現状変更の試み等の深刻な課題に直面しております。国際社会は、法に基づく海洋秩序の促進を通じ、我々の海洋の平和と安定を確保するため、声を上げていくべきです。

西インド洋地域に対する日本のコミットメントの印として、私はIOOCのオブザーバーとなる意思を改めて表明いたします。最後に、我々の本日の議論がTICAD7を成功に導き、関係者間の一層の相乗効果につながることを期待しております。

ご列席いただきありがとうございました。

（了）